

介護老人保健施設「邑久ナーシングホーム」

指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）

運 営 規 程

（規程の目的）

第1条 社会福祉法人敬友会介護老人保健施設邑久ナーシングホーム（以下当施設という）が実施する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）（以下「(介護予防)通所リハビリテーション」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営等に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 (介護予防)通所リハビリテーションは、要介護状態または要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し介護保険法令の趣旨に従って(介護予防)通所リハビリテーション計画を立てて実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法等その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村等とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して実施上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を文書で得て実施することとする。

（名称及び所在地）

第4条 当施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 介護老人保健施設 邑久ナーシングホーム
- 2 所在地 瀬戸内市邑久町箕輪266-1

（利用定員）

第5条 当施設の(介護予防)通所リハビリテーションの利用定員は、50名/日とする。

（従業者の職種、員数）

第6条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|------|
| ①管理者 | 1名以上 |
| ②医師 | 1名以上 |
| ③看護・介護職員 | 5名以上 |
| ④理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1名以上 |
| ⑤管理栄養士 | 1名以上 |

(従業者の職務内容)

第7条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- ①管理者は、(介護予防)通所リハビリテーションに携わる従業者の管理、指導を行う。
- ②医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ③看護職員は、医師の指示に基づき、検温、血圧測定等を行うほか、利用者の(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
介護職員は、利用者の(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- ④理学療法士・作業療法士は、リハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- ⑤管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第8条 当施設の営業日及び、営業時間は次のとおりとする。

- ①営業日 月曜日から土曜日
(ただし、祝日、及び12月30日～1月3日を除く)
- ②営業時間 10時15分～16時30分
- ③電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第9条 (介護予防)通所リハビリテーションは、(介護予防にあっては介護予防に資するよう)医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される(介護予防)通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法等必要なリハビリテーションを行う。

- ① (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- ② (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- ③ (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- ④ (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、短期集中リハビリテーションを実施する。
- ⑤ (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、栄養ケア・マネジメントを実施する。
- ⑥ (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、口腔機能向上に向けて、口腔清掃の指導、実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導、実施を行う
- ⑦ 介護予防通所リハビリテーション(運動機能向上計画)に基づき、運動機能向上サービスを行う。

(通常の事業の実施範囲)

第10条 瀬戸内市、備前市の一部(新庄・福田・畠田・坂根・香登西・香登本・大内)

(利用料その他の費用の額)

第11条

- ① 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該(指定介護予防)指定通所リ

ハビリテーション事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

② その他の費用、利用料については料金表に定める。

（身体の拘束等）

第12条 当施設は、原則として利用者に対し、身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。なお、緊急やむなく身体拘束を行う場合は、利用者又はその家族の同意を文書で得ることとする。

（褥創対策等）

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥創が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、褥創対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第14条 (介護予防)通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ①飲酒は禁止とする。
- ②喫煙は、職員の管理のもとに認める。
- ③設備・備品の利用は、業務遂行に支障のない限り認める。
- ④所持品・備品などの持ち込みは他の利用者の迷惑にならないような身の回りの品に限り認める。
- ⑤金銭・貴重品の管理は、利用者本人が行う。
- ⑥(介護予防)通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、(介護予防)通所リハビリテーションの時間外とする。
- ⑦ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ⑧ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ⑨他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第15条 当施設は、常に非常災害に備え機器を維持管理すると共に非常災害に関する具体的計画を立てこれを従業者に徹底を図り、年間2回、非常災害想定訓練を実施する。

（職員の服務規律）

第16条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- ①利用者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- ②常に健康に留意し、明朗な態度を失わないこと。
- ③お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第17条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人敬友会就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の為の指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、害虫等の駆除を行う。

(個人情報の保護)

第21条 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用しないこととする。また、個人の情報の保護に関するお知らせを施設内に掲示することとする。なお、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその家族の同意を文書で得ることとする。

- ① サービス提供のために個人情報を利用することがあります。また外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。
- ② 介護職等の研修施設に指定されており、研修、養成の目的で介護・医療専門職等の学生等が診療、看護、介護などに同席する場合があります。
- 2 当施設職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(苦情処理)

第22条 当施設は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口を設ける。

- 2 当施設は、苦情申し立てに関連し、市町村、国民健康保険団体連合会からの指導助言に沿って改善を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応方法)

第23条 当施設は、安全にかつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

- 2 当施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者に対し必要な措置を行うとともに利用者の家族、関係市町村等、当該利用者に係る、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等に連絡する。
- 3 当施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐために必要な措置を迅速に講じることとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第24条 当施設は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待の発生又はその再発を防止するための指針の整備
- (3) 虐待の発生又はその再発を防止するための担当者の設置
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 当施設は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該施設の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第25条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用料の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 2 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人敬友会と当施設管理者が協議して定めるものとする。
 - 3 事業所の会計と他の事業所の会計は区分する。
 - 4 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。又、サービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

（附則） この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成15年10月1日一部改正。
平成17年10月1日一部改正。
平成18年5月20日一部改正。
平成20年6月30日一部改正。
平成26年4月1日一部改正。
平成29年1月1日一部改正。
平成29年4月1日一部改正。
平成29年8月1日一部改正。
平成30年4月1日一部改正。
平成30年9月1日一部改正
令和2年11月1日一部改正
令和3年 4月1日一部改正
令和7年 5月1日一部改正